

**疑問相談****法人税・消費税****自己発行ポイントに係る法人税・消費税の取扱い****Q**

家電量販店であるX社（12月決算）は、自己発行ポイント制度を運用しており、顧客が家電製品を購入するごとに、購入価額（税込）の10%相当のポイントが付与しています。また、X社は、当該ポイントについて、顧客に付与する重要な権利であると認識し、発行年度ごとに区分管理するとともに、その予想消化率を100%としており、同社の責に帰さないやむを得ない事情以外の理由により、一方的に失効させることができません。さらに、顧客は付与されたポイントについて、X社の製品購入時に1ポイントから使用することができるものの、ポイント利用部分の購入額については、新たなポイントが付与されない仕組みとなっています。

X社は、令和元年10月1日に設立された法人であり、同年10月10日に、顧客Y（事業者）に対し110万円（税込）の家電製品Aを販売して11万円分のポイントが付与し、その後、同年12月20日に、顧客Yに11万円（税込）の家電製品Bを定価で販売した際、顧客Yは、その購入額の全額を付与されたポイントで支払いました。なお、消費税率は10%とします。この場合、X社と顧客Yにつき、税務上の取扱い及びその処理方法をご教示ください。

**A**

X社は、家電製品A（以下「製品A」）の販売に係るポイント付与時の処理方法について、今後の取引に係る収入の「前受け」とすることができ、製品Aの販売に際して支払を受ける対価の額100万円（税抜）につき、製品Aの販売に係る引渡し時の価額100万円（税抜）と当該ポイント相当額11万円との独立販売価格比で合理的に按分して計算することとなり、売上額が90万円、「前受け」としての契約負債額が10万円と算定されます。また、当該ポイントの付与は、消費税法上の不課税取引に該当します。

一方で、顧客Yの製品Aの購入に係るポイント付与時の処理方法については、

X社のような法人税法上の取扱いは特にありません。

さらに、X社の家電製品B（以下「製品B」）の販売に係るポイント使用時の処理方法については、契約負債額10万円がポイントを使用して値引きされた日の益金の額に算入される一方で、顧客Yのポイント使用に係る処理については、法人税法上、X社のような取扱いはありません。

加えて、当該ポイントの使用は対価の値引きではなく、「対価の支払」として充当されていることから、顧客Yに係る消費税法上の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、商品対価の全額10万円（税抜）となり、X社の「課税売上げに係る受取対価の額」も同額となります。

## 【解 説】

## 1 収益認識に関する会計基準

## (1) 収益認識基準

収益認識に関する会計基準では、約束した財又はサービスの顧客への移転について、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、次の5つのステップを適用して、収益を認識することとされています(収益認識に関する会計基準17)。

【ステップ1】	顧客との契約の識別
【ステップ2】	履行義務の識別
【ステップ3】	取引価格の算定
【ステップ4】	取引価格の履行義務への配分
【ステップ5】	履行義務の充足時又は充足に応じた収益の認識

## (2) 追加オプション付与の取扱い

法人が資産の販売に伴い追加オプションを顧客に付与する場合、そのオプションが顧客にとって重要な権利であるときには、上記(1)の「ステップ2」のとおり、その販売の際に将来の「履行義務」として契約負債を認識することとされており、自己発行ポイントは、この重要な権利を顧客に提供するものであることから、資産の販売とは別の「履行義務」として認識します(収益認識基準適用指針48)。

この場合、上記(1)の「ステップ4」のとおり、販売資産と自己発行ポイントに対して独立販売価格の比率に基づき取引価格を配分し、当該ポイントに配分された取引価格に係る収益計上については、上記(1)の「ステップ5」のとおり、その行使時まで繰り延べられます(収益認識基準適用指針48、50)。

## 2 法人税法上の取扱い

## (1) ポイント付与時の取扱い

法人税法上の自己発行ポイントの取扱いは、上記1(2)の会計基準の考え方に基

づいており、法人が資産の販売に伴い自己発行ポイントを顧客に付与する場合、次に掲げる要件の全てに該当するときには、継続適用を条件として、当該自己発行ポイントについて、当初の資産の販売とは別の取引に係る収入の一部又は全部の前受けとすることができ、その場合、当初資産の販売に際して支払を受ける対価の額につき、当初資産の販売に係る引渡し時の価額と当該自己発行ポイントに係るポイント相当額とに合理的に割り振ります(法基通2-1-1の7)。

- (a) その付与した自己発行ポイントが当初資産の販売の契約を締結しなければ相手方が受け取れない重要な権利を与えるものであること。
- (b) その付与した自己発行ポイントが発行年度ごとに区分管理されていること。
- (c) 法人が同法人の責に帰さないやむを得ない事情があること以外の理由により一方的に失わせることができないことが規約その他の契約において明らかにされていること。
- (d) 次のいずれかの要件を満たすこと。
- ① その付与した自己発行ポイントの呈示があった場合に値引きをするポイント相当額が明らかにされており、かつ、将来の資産の販売に際して、たとえ1ポイント又は1枚のクーポンの呈示があっても値引きをすることとされていること。
- ② その付与した自己発行ポイントが当該法人以外の者が運営するポイント又は自ら運営する他の自己発行ポイントで、上記①に該当するものと所定の交換比率により交換できることとされていること。
- (2) ポイント使用時の取扱い  
法人が上記(1)の取扱いを適用する場合

に前受けとした額は、将来の資産の販売に際して値引きをするのに応じて失効すると見積もられる自己発行ポイントを勘案して、その値引きをする日の属する事業年度の益金の額に算入し、その自己発行ポイントの付与の日から10年が経過した日（同日前に次に掲げる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日）の属する事業年度終了の時において行使されずに未計上となっている自己発行ポイントがある場合には、当該自己発行ポイントに係る前受けの額を当該事業年度の益金の額に算入します(法基通2-1-39の3)。

(a) 法人が付与した自己発行ポイントはその付与に係る事業年度ごとに区分して管理しないこと又は管理しなくなったこと。

(b) その自己発行ポイントの有効期限が到来すること。

(c) 法人が継続して収益計上を行うこととしている基準に達したこと。

### 3 消費税法上の取扱い

自己発行ポイントに係る消費税法上の取扱いは、次のとおりとなります。

#### (1) ポイント付与時の取扱い

自己発行ポイントの付与は、原始発行に当たり、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供のいずれにも該当しないため、不課税取引となります(消法2①八)。

#### (2) ポイント使用時の取扱い

事業者が商品を購入した際、その取引(課税仕入れ)について仕入税額控除を行うこととなり、商品購入時にポイントを使用した場合、消費税の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、次の金額となります。

A ポイント使用が「対価の値引き」である場合、課税仕入れに係る支払対価

の額は、資産に係る対価の額からポイント相当額を控除した残額となり(消法28①)、ポイント相当額の値引きが対価の返還となります(消法38①)。

B ポイント使用が、対価の値引きではなく、「対価の支払」に充当される場合、課税仕入れに係る支払対価の額は、商品対価の合計額(全額)となります(消法28①)。

なお、商品購入時に発行されるレシートには、ポイント使用の態様に依りて「課税仕入れに係る支払対価の額」が表示されていると考えられるため、商品を購入した事業者は、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

## 4 事例の検討

### (1) ポイント付与時の処理方法

X社は、令和元年10月10日に、顧客Yに対し110万円(税込)の製品Aを販売して11万円分の自己発行ポイントを付与したところ、X社は、当該ポイントについて、①顧客Yに付与する重要な権利であると認識し、②発行年度ごとに区分管理するとともに、その予想消化率を100%としており、③同社の責に帰さないやむを得ない事情以外の理由により、一方的に失効させることができません。また、④顧客Yは当該ポイントを1ポイントから使用することができます。

この点、X社の処理方法については、製品Aの販売に係るポイントが、上記2の各要件を満たしていることから、継続適用を条件として、今後の取引に係る収入の「前受け」とすることができます。

具体的には、製品Aの支払を受ける対価の額110万円(税込)から消費税相当額10万円を控除した100万円(税抜)に

ついて、製品Aの販売に係る引渡し時の価額100万円（税抜）と当該ポイント相当額11万円とにその金額比で合理的に按分し、その結果、売上額が90万円、「前受け」としての契約負債額が10万円と算定されます。

なお、上記の按分計算の要素であるポイント相当額11万円については、次のとおり、当該ポイント11万円分に予想消化率100%を乗じた金額となっています（収益認識基準適用指針50）。

ポイント相当額 11万円 = ポイント 11万円分 × 100%
-------------------------------------

また、当該ポイントの付与は原始発行に当たるため、上記3(1)のとおり、消費税法上の不課税取引に該当します。

一方で、顧客Yについては、製品Aの購入に係るポイント付与時の処理方法において、法人税法上、X社のような取扱いはありません。

以上のことから、当該ポイント付与時のX社及び顧客Yの処理方法は次のとおりとなります。

<b>【X社】</b>			
現金	110万円	売上	90万円
		契約負債	10万円
		仮受消費税	10万円
(課税売上対価 100万円、消費税額 10万円)			
<b>【顧客Y】</b>			
仕入	100万円	現金	110万円
仮払消費税	10万円		
(課税仕入対価 100万円、消費税額 10万円)			

## (2) ポイント使用時の処理方法

X社は、令和元年12月20日に、顧客Yに11万円（税込）の製品Bを定価で販売し、顧客Yは、その購入額の全額を付与されたポイントで支払いました。

この点、ポイント使用時のX社の処理方法については、上記2(2)のとおり、契約負債額10万円がポイントを使用して値引きされた日の益金の額に算入される一方、顧客Yのポイント使用に係る処理については、法人税法上、X社のような取扱いはありません。

また、当該ポイントの使用は対価の値引きではなく、「対価の支払」として充当されていることから、顧客Yに係る消費税法上の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、商品対価の全額10万円（税抜）となり、X社の「課税売上げに係る受取対価の額」も同額となります。

以上のことから、当該ポイント使用時のX社及び顧客Yの処理方法は次のとおりとなります。

<b>【X社】</b>	
契約負債	10万円 / 売上 10万円
(課税売上対価 10万円、消費税額 1万円)	
<b>【顧客Y】</b>	
処理なし	
(課税仕入対価 10万円、消費税額 1万円)	

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》